

## 2 不登校の未然防止に向けた取組み～魅力ある学校づくり～

全国の小中学校で不登校児童生徒の約半数が、年度中に新たに不登校になった児童生徒であり、本県においても同様の傾向があります。各学校では新たな不登校を生まないための取組みが大切です。

### (1) 学校における生徒指導の充実

#### ①生徒指導の目的と生徒指導の実践上の視点

生徒指導提要において、生徒指導とは「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」であり、生徒指導の目的は「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」であると示されています。

そして、その目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが重要とされており、それを獲得するために、学校は多様な教育活動の中で、「生徒指導の実践上の視点」を意識して指導することが大切です。

#### ■生徒指導の実践上の視点

##### ○自己存在感の感受

⇒集団に個が埋没しないよう自己存在感等を実感できるよう工夫

##### ○共感的な人間関係の育成

⇒支持的で創造的な学級・ホームルームづくり

##### ○自己決定の場の提供

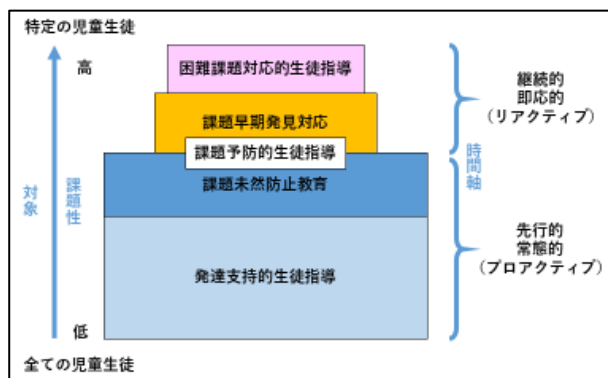
⇒「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

##### ○安全・安心な風土の醸成

⇒児童生徒による安心して学校生活が送れるような風土づくりを支援

#### ②生徒指導の構造化

生徒指導を構造化すると、2軸3類4層に分類されます。不登校の未然防止の取組みとは、児童生徒の課題への対応の時間軸に着目した2軸における、常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導です。この常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導とは、発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）であり、この2つについて具体例を踏まえて説明します。

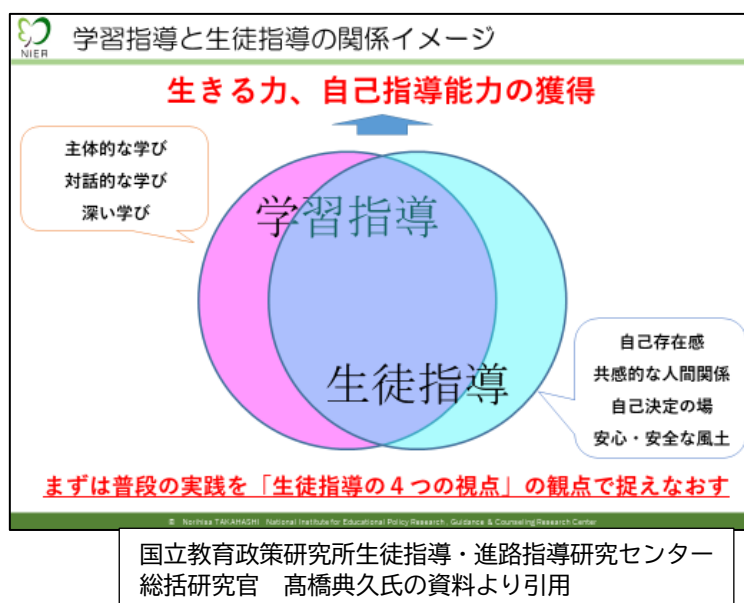


### ③発達支持的生徒指導と授業づくり

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導とは、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。

児童生徒が学校で過ごす時間の多くが「授業」の時間です。日々の授業の中で、教師が生徒指導を意識すること、そして生徒指導と学習指導は一体であることを意識することが重要となります。

具体的な事例として「生徒指導の実践上の視点」に当てはめて、日々の授業場面について整理すると、以下のようになります。



#### ○自己存在感の感受

例) 「ネームプレート」の活用、全員が応答できる発問・助言、つぶやきへの注目、どんな発言も取り上げる、どの場面でどの子を活躍させるか事前想定 等

#### ○共感的な人間関係の育成

例) 友達の意見をうなずきながら聴く、言い終わるまで待つ、一人一人を褒める、常に子どもの人間性を認める、間違った応答も笑わない(否定しない) 等

#### ○自己決定の場の提供

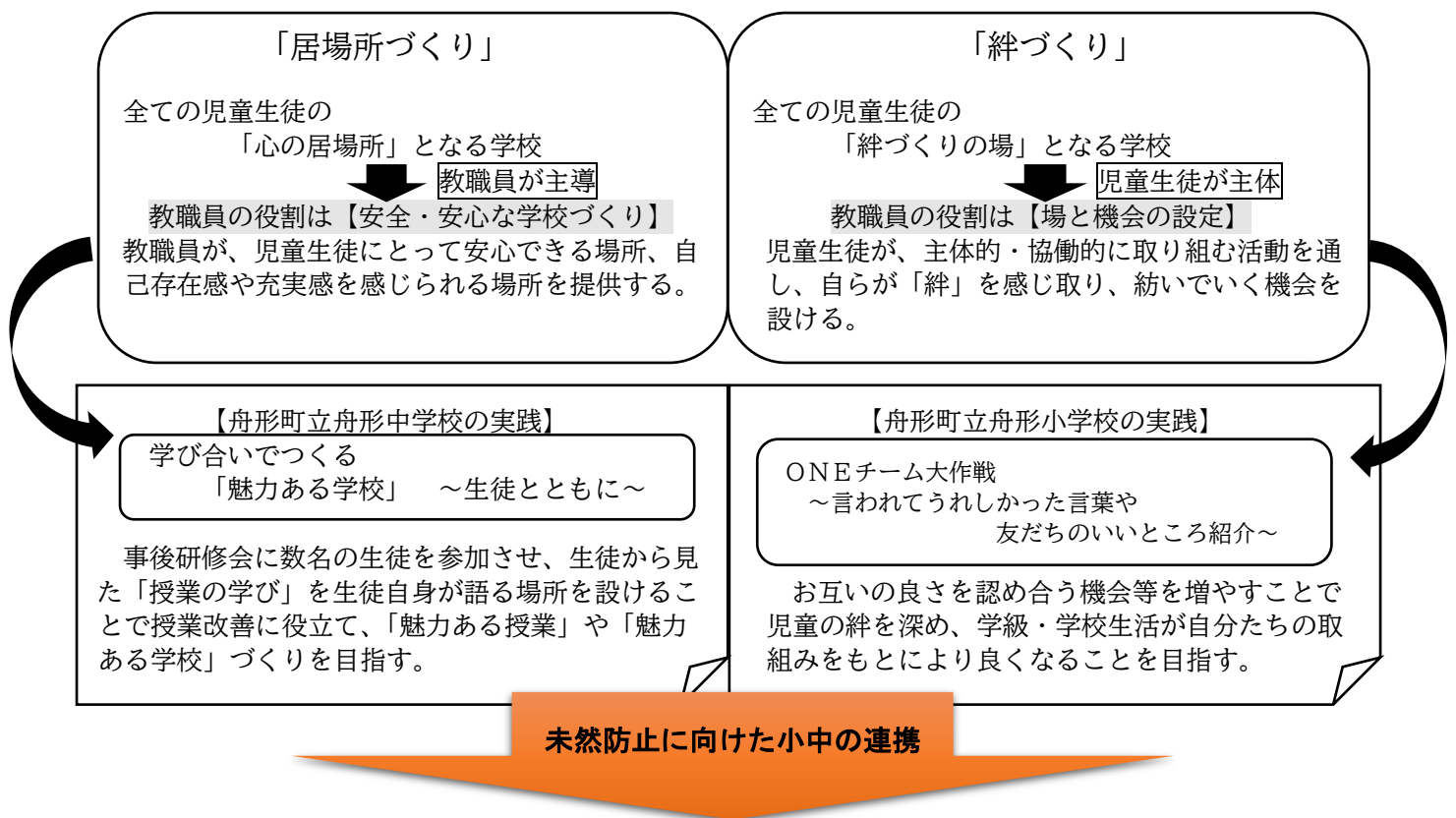
例) 選択場面の設定、対立意見を生む発問、一人調べの時間確保、視点の明確化、考える時間の十分な保障、思考過程の分かる板書・ノート 等

#### ○安全・安心な風土の醸成

例) めあての工夫や見通しを持たせる支援、教師との信頼関係づくり、多様な考えや意見が尊重されるような人間関係づくり 等

参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター  
総括研究官 高橋典久氏の資料

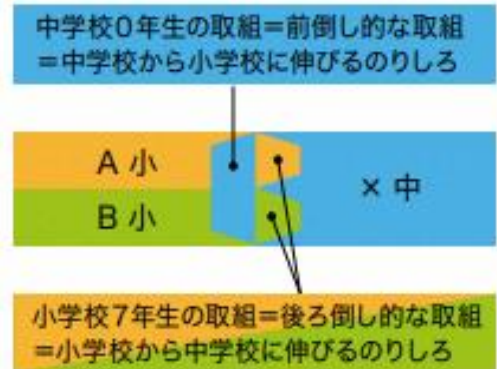
このような発達支持的生徒指導については、各学校で様々な実践があり、取組みが推進されています。本県においては、最上地区で平成29年度から令和2年度まで、庄内地区で令和3年度から4年度まで、国立教育政策研究所委託事業「魅力ある学校づくり調査研究事業」を受け、不登校の未然防止の取組み(発達支持的生徒指導)を実践・検証、改善していくPDC Aサイクルを学校全体で進め、不登校児童生徒の新規数抑制を目指してきました。次のページはその実践の一部になります。



### 【「のりしろ」の取組み】

児童の環境が激変する中学校進学に向けて、小中間で継続する力を補強することで、中学校1年時の新規不登校の出現の抑制を目指すこと。

- 「中学校0年生」の取組み（12～3月）
  - ・中学校での生活の変化（教科担任制・部活動等）を予告する。
  - ・進学後への期待を高める。
- 「小学校7年生」の取組み（4～7月）
  - ・小学校生活の取組み等を延長して実施し、進学後の不安を弱める。
  - ・小学校時代に多くの児童が自信を持って取り組んだ内容を生かす。



### 【小中連携の取組み】

(例)舟形中学校区で行った「魅力創生サミット」

- 小中連携を通して、児童生徒が自分たちで「魅力的な学校をつくる」という意識を持ち、具体的な取組みを考え、その後の各学校の実践につなげていくこと。
- 小・中学校の各代表が意見交換等を行うことにより、児童が安心して中学校へ進学できるようにすること。

〈令和2年度の次第（主な内容）〉

- ・小学校及び中学校の取組みの紹介
- ・意見交換
- ・ワークショップ
- （メディア利用について）

このような手立てや取組み等は、多くの学級や学校で意識的もしくは無意識的に取り組まれていることです。今後、全ての学校において、学校行事や児童会・生徒会活動、そして日々の授業を「生徒指導の実践上の視点」から捉え直し、発達支持的生徒指導を意図的・意識的に行う必要があります。そうすることで、教師の言動や姿勢（温かいまなざし・声かけ・ふるまい等）が変わり、その積み重ねで児童生徒との関わり方や日々の授業が変わっていくと考えられます。



参考資料：山形県HP

「いじめ・不登校未然防止の取組」

<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuiinkai/mizenboushi/index.html>

#### ④課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）とSOSの出し方に関する教育の充実

組織的・計画的な課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施することです。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。

SOSの出し方に関する教育（SOSの出し方教育と受け止め方等）については、心身の健康や生命の尊さ等を学ぶ体育・保健体育や特別活動、道徳等の各教科・領域を通して実施しています。また、専門の講師を招へいして、SOSの出し方教育に特化した講話（授業）を行っている学校もあります。さらに、SCやSSW等の教育相談関係者を対象とした研修においても、SOSの出し方教育と受け止め方等について学ぶ機会を設けています。

各学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、適切にSOSの出し方に関する教育を実施する必要があります。



参考資料：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターHP

<https://jscp.or.jp/school/contents/educational-institution-sos.html>

## （２）特別支援教育の視点からの未然防止の取組み

特別支援教育の視点からのアプローチとして、分かりやすい授業づくりや学級経営の工夫が挙げられます。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、教職員による障がいの理解のもと、障がいの状態に応じた適切な支援が必要となります。その際、学習上の学びにくさ、生活上の困難さについて児童生徒理解を丁寧に行い、その子の長所や強みを生かして、個々に必要な支援を考えることが大切です。

また、特別支援教育の視点を生かすことは、障がいの有無に関わらず、全ての児童生徒にとっても有効なものです。授業づくりや学級経営を考える時には、ユニバーサルデザインの視点を参考として取り入れてみましょう。（参考：山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」（H25.3））

障がいの状態に応じた支援や、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり等、小・中・高等学校での特別支援教育の充実を図るために、特別支援学校のセンター的機能の活用が考えられます。県では「特別支援巡回相談事業」により、特別支援教育に精通した専門の巡回相談員（特別支援学校の教員、小・中学校の教員）を幼稚園・保育所・認定こども園、小・中・高等学校の依頼に応じて派遣しています。



具体的には、下記について活用することができます。

- 児童生徒の実態把握や支援方法についての相談
- 特別支援学級の学級経営や教育課程編成、通級による指導の学習内容についての相談
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成についての助言
- 幼稚園・保育所・認定こども園、学校の特別支援教育体制づくりについての助言
- 幼稚園・保育所・認定こども園、市町村教育研究会や学校で特別支援教育の研修会を行う際の講師依頼
- 発達障がいのある生徒の就労支援についての相談 等

申請・派遣の手続きは下記の図2-4のとおりです。

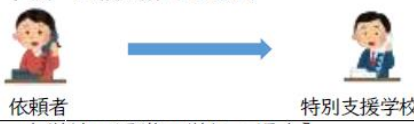


【申請・派遣の手続き】	
巡回相談の担当	依頼者 / 担当する巡回相談員
	幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室 特別支援学校
	高等学校等（県立中学校含む） 特別支援学校（連携校・別紙参照）
	小・中学校の通常の学級 小・中学校、特別支援学校
*巡回相談員は上記を基本の担当としますが、相談内容に応じて柔軟に対応します。	
① 巡回相談の依頼	○ 事前に電話で打診し、相談内容、期日を確認します。 【依頼者が幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室、高等学校等（県立中学校含む）の場合】 依頼者は、学校へ直接連絡をします。 
	【依頼者が小・中学校の通常の学級の場合】 依頼者は、各教育事務所を経由し依頼します。相談内容に応じて、各教育事務所が小・中学校、特別支援学校の巡回相談員の依頼を調整します。 
② 派遣申請書の提出	○ 日時が確定したら、依頼者は派遣申請書を送付します。
③ 巡回相談員の派遣	○ 相談内容に応じて巡回相談員を派遣します。 
④ 報告書の提出	○ 巡回相談が終了したら、依頼者は報告書を提出します。（裏面記載様式参照）
	【依頼者が幼稚園・保育所・認定こども園、高等学校等（県立中学校含む）の場合】 直接、教育局特別支援教育課へ提出ください。メール(ed.tokushi@yamagataps.jp)での提出も可 【依頼者が公立幼稚園、小中学校の場合】 管轄の教育事務所を経由し、教育局特別支援教育課へ提出ください。

図2-4 特別支援巡回相談事業の申請・派遣の手続きについて



参考資料：山形県HP

教育局特別支援教育課「巡回相談事業リーフレット」

<https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/r2tokushi-junkaisoudan.html>

### (3) 未然防止における保護者への支援と連携

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものです。よって、児童生徒の欠席が続いてから個々に支援の方向性を伝えるのではなく、年度初めに学校と全ての保護者とで、校内外の支援について共有を図ります。特に以下の2点を共有しておくことが大切です。

#### ①児童生徒の支援に関する考え方等の共有

年度初めに、全ての保護者と不登校児童生徒の支援に関する考え方を共有しておくこと、児童生徒が登校をためらい始めた際、早い段階から保護者と連携した支援を行うことができます。特に5ページの第1章(1)で挙げた5点に加え、各学校が保護者と共有したいことを踏まえて、保護者と連携して児童生徒を支援していくことを伝えます。

#### ②学校内外の相談・支援体制の周知

全国的に、学校内外における相談・支援体制が拡充されている一方、それらの情報が保護者に届かないことが課題になっています。よって、それらの情報を、年度初めに全ての保護者に周知するようにします。もし、説明を聞けなかった保護者がいれば、資料を渡す等で確実に伝えるようにします。しかし、年度初めのうちは、多くの保護者にとってこれらの資料は必要ないかもしれません。それでも、学校が支援に関する資料を配布することで、年度途中で支援が必要となった際には有用な情報となります。また、資料が学校から配布されたことで、保護者が学校に相談するハードルを下げることにもつながります。

#### (学校として)

##### 学校外の施設等の情報収集

多くの保護者は、教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体での支援を望む場合、学校に施設の情報を尋ねてくるのが想定されます。そこで、校内で役割分担をする等して、必要な情報を保護者に伝えられるよう準備を進めておくことが大切です。

#### <参考>

県内には、年度初めや進学時に教育支援センターの案内を全家庭に配布している自治体があります。また、県のホームページでは、市町村が設置している教育支援センター、フリースクール等の民間支援団体、親の会の情報を掲載しています。さらに、民間支援団体の「特定非営利活動法人クローバーの会@やまがた」では、「やまがた居場所マップ」を作成しており、団体のホームページからもダウンロードができます。

なお、不登校児童生徒を支援している民間支援団体や親の会は、県のホームページや「やまがた居場所マップ」に掲載している団体以外にもあり、それぞれの方針に従って運営されています。



参考資料：山形県HP

「山形県内の教育支援センター一覧」

<https://www.pref.yamagata.jp/700012/siennsennta.html>



参考資料：山形県HP

「山形県内で不登校児童生徒等の相談・支援を行っている民間支援団体」

<https://www.pref.yamagata.jp/700012/minnkansienndanntai.html>



参考資料：クローバーの会@やまがたHP

「やまがた居場所マップ」(R6.3月発行)

(「やまがた居場所マップ」の項目をクリックし、ダウンロードしてください。)

<https://clover-yamagata.jimdofree.com/>

## 1 不登校発生のメカニズム

不登校は、教育ストレス(学校で起きるすべてのストレス)とその子の心理的な成長・発達の状態とが絡み合って発生すると考えられます。その子に発達障がいがある場合、発達障がいがない子よりもはるかにストレスを感じる学校生活を送っていると考えられますので、不登校になる可能性は高くなると考えられます。

## 2 発達障がいの二次障がいとしての不登校

不登校の中に、発達障がいのある子が 30%~60%存在しているという調査・研究があります。数字の幅が大きいですが、これは調査対象の機関によって違いが出ていると考えられます。相談が初期の段階なのか長期にわたっている・こじれている段階なのかでも違いが出るでしょうし、担当者が発達障がいのことをよく知っているか否かでも大きく違いが出ることでしょう。

いずれにしても、不登校の中には、これまで考えられてきた以上に発達障がいの子が多いということに留意しなければならないと思っています。

## 3 自閉症スペクトラム (ASD) の不登校

社会性の障がい・コミュニケーションの障がい・こだわりの強さ、さらに過敏性が主たる特性であるASDは、そもそも集団の中で生活することに困難さがあります。さらに「学校に行かない」ことにこだわってしまうと頑なに登校を拒んでしまうことになってしまいます。

ASDの不登校の特徴として、次のようなことが挙げられます。

- ・屁理屈で自分の行動を正当化する
- ・カウンセリングの効果がない
- ・場面によって極端に状態が違う(同級生が怖いと言いながら地域では会える、時に登校することもあるが一貫性がない、平然としている等)

## 4 予 防 (発生予防、早期発見・早期対応、再発予防)

発達障がいは脳の機能障がいです。それ故、それぞれの特性をよく理解し、脳の働きに合うような対応をしなければなりません。

発達障がいのある子もストレスを感じない学校生活を送ることができれば、不登校にならずに済むと言えるのではないのでしょうか。

特別支援教育の充実こそが不登校発生の予防に直結しているのです。つまり、日常生活(学校生活・家庭生活)の中で「特別な配慮(合理的配慮)」が保証されていないということにほかなりません。



## ゲーム・ネット依存と不登校

FR 教育臨床研究所

花輪 敏男

### 1 ゲーム・ネットにはまっている不登校の子

不登校になるきっかけはいろいろであると思われませんが、毎日の生活がゲームやネットで占められているという不登校の子が圧倒的に多いという現状があります。

韓国では、「不登校」と「ネット依存」がほぼ同義語として使われています。日本でもそれに近い現状にあることを認識しなければならないのではないのでしょうか。もっと危機感を持つべきではないかと強く思うものです。



### 2 ネット依存の状態（チェックリストから抜粋）

- ・家族や友達といるよりネットをしている方が楽しい
  - ・気がつくと何時間もネットをしている
  - ・ネットをやめるように言われると腹が立つ
  - ・ネットをしている時、自分が変わったように感じる 他
- なお依存症については、かなり重程度でも本人は認めないものです。

### 3 対応

A県が「小学生は1日60分、中学生は1日90分を目安に」という趣旨の条例を定めようとしたことがありました。早速、識者と言われる方々が「条例で定める性質のものではない。それぞれの家庭で決めていくものだ。」と反対の声を上げていました。

確かに本来は家庭で決めていくものであるでしょう。しかし、現実には保護者だけではコントロールできない状況にあるとみるべきではないのではないのでしょうか。

早い段階のうちに（小学校低学年までに）家庭で話し合い、ルールを定めることが重要でしょう。その場合、保護者と子どもがwin-winの結果になるように、話し合いの仕方を学校側がアドバイスできればいいのではないかと考えています。

依存症あるいはそれに近い状態のときは、時間を決めてルーターを外し、親が管理する、ゲーム代金が自動的に払われているシステムを変える等の物理的な介入が必要になってくるでしょう。また、医療が必要なレベルの子も相当数存在すると思われれます。

「不登校」というよりも「ゲーム・ネット依存」にどう対応するかという視点に変えていかねばならないケースがあることに、もっと注意を向けなければならないのではないのでしょうか。

# 不登校児童生徒の相談支援ガイド（リーフレット）の活用について

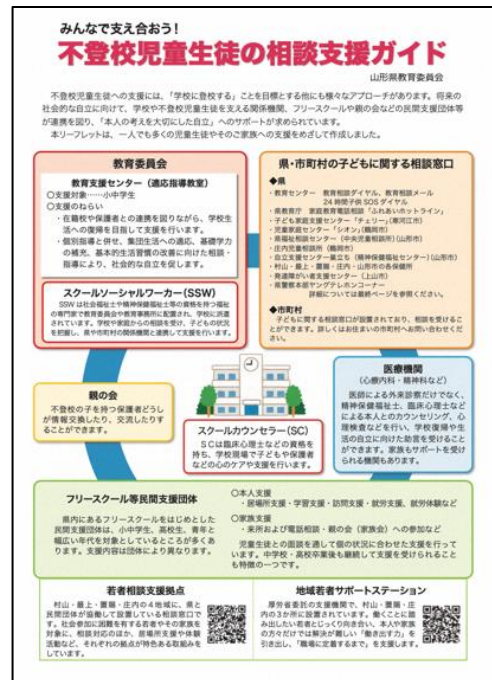
山形県教育委員会

## 1 「不登校児童生徒の相談支援ガイド」とは

山形県教育委員会では、不登校児童生徒の将来の社会的な自立に向けて、学校や不登校児童生徒を支える関係機関、フリースクールや親の会等の民間支援団体等が連携を図り、「本人の考えを大切にした自立」へのサポート体制の充実を目指し、令和3年3月に発行しました。

特に、以下の3点を学校の先生方に理解、そして活用いただきたいと考えています。

- ① 児童生徒の将来の社会的な自立を促すためには、個々の状況により「学校に登校すること」を目標とする他にも様々なアプローチがあり、本人や家族を支援する関係機関や民間支援団体があること。
- ② 学校を核としながら、不登校児童生徒を支える関係機関や民間支援団体が、児童生徒の社会的な自立という目標に向けて、ともに連携して支援を行うこと。
- ③ 不登校児童生徒の家族との面談時に、本リーフレットを活用することで、本人や家族が相談や支援を受けられる学校以外の機関や団体に関する情報提供ができること。



## 2 具体的な活用

実際に面談時に以下のように活用し、不登校に悩む児童生徒や保護者の支援に役立てています。

### (1) 保護者への活用

相談のため教育委員会やフリースクールに来所した保護者に、本リーフレットを提示して、学校以外の支援として、教育支援センターやフリースクール等民間支援団体の情報やその利用について説明を行いました。

### (2) 児童生徒への活用

SCが不登校生徒との面談（カウンセリング）において、「フリースクールに行きたい」と話した生徒に、本リーフレットを提示してフリースクールの情報を紹介したり、利用する際の今後の見通しについて説明したりしました。



← リーフレットはこちらからダウンロードできます

山形県 HP

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/16978/soudannsiennngaido.pdf>